昭和四二年一二月二六日決定　昭和四二年(あ)第二二三三号

裁判官　入江俊郎
裁判官　松田二郎
裁判官　岩田誠
裁判官　大隅健一郎

昭和四二年(あ)第二二三三号

被告人　福井正晴

弁護人山枡博の上告趣意（昭和四二年一〇月三一日付）

原判決は法令の解釈を誤り、憲法に違反している。

原判決が被告人は昭和四〇年三月二八日施行の鳥取県東伯郡東郷町議会議員選挙に際し、同選挙に立候補したものであるが、自己の当選を得る目的をもつて、未だ立候補届出のない

(六)　同年二月上旬頃同町大字松崎七九番地ヒロ美容室こと戸崎寛子方において、自己の選挙運動者である同人に対し、同選挙の選挙人である網本巽、大和信行の両名に、前同趣旨のもとにそれぞれ一、〇〇〇円あて合計二、〇〇〇円を供与されたい旨依頼して、現金二、〇〇〇円交付の申込をし、

(七)　同月上旬頃、前同所において、自己の選挙運動者である尾崎安子に対し、同選挙の選挙である宇塚只芳、吉田国治の両名に、前同趣旨のもとにそれぞれ一、五〇〇円あて合計三、〇〇〇円を供与されたい旨依頼して、現金三、〇〇〇円を交付し、

もつて、それぞれ立候補届出前に選挙運動をしたものである。

としてそれぞれ公職選挙法第二二一条第一項第五号を適用して有罪とした。

右法条の定めによれば、犯罪が成立するには、交付又は交付の申込の相手方が選挙運動者でなければならず、第二審判決は「現に選挙運動を行なつている者に限らず、買収等の目的をもつて金員を供与しようとする者から被供与者への伝達を請託され、供与の趣旨を認識して承諾した者は勿論、このような金員供与伝達の請託をうけ承諾を求められた者は、たとえその請託を拒絶した場合であつても、こゝにいう選挙運動者に含まれるものと解するのが相当である。蓋し、供与の趣旨を認

識したうえ金員供与伝達の請託を承諾し、交付された金員を第三者に供与する行為が選挙運動に該当することは疑いの余地がないところ、既に選挙運動に従事している者に対し改めて被供与者への金員供与の伝達を請託して金員を交付する場合と、交付者の右請託を承諾することによつて新たに選挙運動をしようとする者に対し金員を交付する場合とは、選挙の公正を害すべき具体的危険性の存在や処罰を必要とする理由において少しも差異がなく、前記法条にいわゆる選挙運動者には、後者の如く選挙運動をすることの請託をうけ、それを承諾しただけで未だ現実に選挙運動を行つていない者も当然含まれるものと解すべきであり、又その者が請託を承諾せず、或いは拒絶した場合であつても、相互に選挙運動の請託であることの認識がある限り、かゝる請託を行なう者の側からみれば、同人の関係では、同様の理由によつて、これを選挙運動者と認めざるを得ないからである」と説示し、被告人から選挙運動の請託を受けただけで、その承諾をしなかつたと認められる戸崎寛子の関係で公職選挙法第二二一条第一項第五号の交付申込罪、供与の趣旨を認識したうえ被告人からの金員供与の伝達の請託を一旦承諾し、金員を受領したと認められる尾崎安子の関係で、同号の交付罪の成立を認めたのは正当であるとした。

右の説示によれば、公職選挙法第二二一条第一項第五号にいう「選挙運動者」とはその説明に種々言説を用いているが、要するに金員供与伝達の請託をうけて拒絶した者も含み、結局選挙運動の請託とか被供与者への金員供与の伝達の請託を受けたものは総て選挙運動者であるとして請託を求められた者の意思、行為に関係なく請託を求められゝば即ちその者が選挙運動者であるとしている。

而してそのように解すべき理由として、**そのような請託を行う者の側からみれば**、同人の関係では、請託を求められた者が既に選挙運動に従事していて金員供与の伝達を承諾して交付を受けた場合と、交付を受けることによつて新たに選挙運動をしようとして金員の交付を受ける場合は勿論、その者が請託を承諾せず、或いは拒絶した場合であつても、相互に選挙運動の請託であることの認識がある限り、選挙の公正を害すべき具体的危険性の存在や処罰を必要とする理由において少しも

差異がないと説示している。

しかしながらそのような説示は到底納得し難い見解であつて、請託を求められた者が、既に選挙運動に従事しているか或いは新たに選挙運動をしようとする意思のもとに金員供与伝達の請託を承諾した場合はその者が選挙運動者と解されることは当然であり、そのような者に金員供与を請託して金員を交付し又はその申込をすれば選挙の公正を害すべき具体的危険性が存在し処罰を必要とする理由があるものというべきであるが、請託を求められた者が、その請託を拒絶した場合は勿論、結果においてその請託を承諾しなかつた場合は選挙の公正を害すべき具体的危険性は存在せず、従つて処罰を必要とする理由はないものというべきである。

仮にその点に関する右の説示が正しいとしても、公職選挙法第二二一条第一項第五号の規定が特に「選挙運動者に対し」との限定規定であるに拘らず、選挙の公正を害すべき具体的危険性が存在し、処罰を必要とする理由があることを根拠として解釈によつてその規定を空文化し、或いは通常の文理を超えて拡張解釈することは罪刑法定主義に違反し、法律に従つて裁判を行う者が立法の分野において決定すべきことを法律解釈の名において決定することゝなり、明かに違法である。

原判決の結論が立法の立場からこれを見て正しいとしても、法律の明文に、請託を受ける者が「選挙運動者」でなければならないとして、犯罪成立の要件としているのであるから、その選挙運動者は一定の限定された範囲の者で、しかも文理解釈上通常理解し得るものでなければならない。

原判決のように処罰に価いすることを理由としてその範囲を超えることは許されない。

すなわち原判決は公職選挙法第二二一条第一項第五号の規定の解釈を誤り、その誤りは罪刑法定主義をも宣告している憲法第三一条の「何人も法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」とする規定に違反することが明かで、その結果判決に影響を及ぼすことも明かである。

右の次第で前記被告人の所為は無罪の裁判を受けるべきものと信じ、原判決は憲法第三一条に違反して右公職選挙法の規定を誤つて解釈した違法があるので、原判決を破棄せられたく上告する。

以　上

〔参照〕第二審判決の主文および理由

昭和四二年(う)第二二一号

判　決

本　籍　鳥取県東伯郡東郷町大字白石六四〇番地
住　居　右　同　所
農　業　福　井　正　晴
明治三四年二月二三日生

右の者に対する公職選挙法違反被告事件について昭和四二年二月一三日鳥取地方裁判所倉吉支部が言渡した判決に対し、被告人から適法な控訴の申立があつたので、当裁判所は検事村上善美関与のうえ審理をして、次のとおり判決する。

主　文

本件控訴を棄却する。

理　由

弁護人山桝博の控訴の趣意は記録編綴の控訴趣意書記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

弁護人の所論は、要するに「原判示第一、(六)(七)の交付申込及び交付の各事実につき、公職選挙法第二二一条第一項第五号に規定する選挙運動者は、その法文の文理上通常理解し得る範囲に解すべきで、選挙運動の依頼がなされればその相手方は

すべて選挙運動者であるというような拡張解釈は許されない。本件では、原判示第一、㈥の被申込者戸崎寛子及び同判示第一、㈦の受交付者尾崎安子の両名共被告人の依頼に応じて選挙運動をする意思がなく、又現実に選挙運動を行なつた事実もないことは証拠上明らかであり、同女等はいずれも右法条の選挙運動者に該当しないというべきで、原判決が右各事実を有罪としたのは法令の解釈適用を誤つたか、或いは右両名の意思、行為に関する事実の認定を誤つたものである。」というのである。

よつて検討するに、原審において取調べた関係証拠によると、原判示第一、㈥の被申込者戸崎寛子は、被告人から網本巽外一名への供与方を依頼されて封筒入りの現金を預けられた際、供与の趣旨を察知して右依頼に応じない意思表示をし、且つその後実母石川冨美江を通じ、預つた金員に相当する現金を被告人に返還したこと、同判示第一、㈦の受交付者尾崎安子は、被告人から宇塚只芳外一名への供与方を依頼された際、その供与の趣旨を了知したうえ、一旦右依頼を承諾して現金を受領したが、後日宇塚等に供与することをせず、戸崎寛子と同様石川冨美江を通じ金員を被告人に返還したことがそれぞれ明らかであり、なるほど、両名共被告人の依頼により現実に現金の供与その他の選挙運動を行なつたとは認められず、戸崎寛子については、当時同女に被告人のため選挙運動をする意思があつたことも確認されない。

しかし、公職選挙法第二二一条第一項第五号にいわゆる選挙運動者には、現に選挙運動を行なつている者に限らず、買収等の目的をもつて金員を供与しようとする者から被供与者への伝達を請託され、供与の趣旨を認識して承諾した者は勿論、このような金員供与伝達の請託をうけ承諾を求められた者は、たとえその請託を拒絶した場合であつても、ここにいう選挙運動者に含まれるものと解するのが相当である。（なお、同号の交付罪においては、受交付者が交付された金員を現実に第三者に供与したか否かは罪の成立に直接影響がない。）

蓋し、供与の趣旨を認識したうえ金員供与伝達の請託を承諾し、交付された金員を第三者に供与する行為が選挙運動に該当することは疑いの余地がないところ、既に選挙運動に従事している者に対し改めて被供与者への金員供与の伝達を請託して金員を交付する場合と、交付者の右請託を承諾することによつて新たに選挙運動をしようとする者に対し金員を交付する場合とは、選挙の公正を害すべき具体的危険性の存在や処罰を必要とする理由において少しも差異がなく、前記法条にいわゆる選挙運動者には、後者の如く選挙運動をすることの請託をうけ、それを承諾しただけで未だ現実に選挙運動を行なつていない者も当然含まれるものと解すべきであり、又その者が請託を承諾せず、或いは拒絶した場合であつても、相互に選挙運動の請託であることの認識がある限り、かかる請託を行なう者の側からみれば、同人の関係では、同様の理由によつて、これを選挙運動者と認めざるを得ないからである。（当庁昭和二七年一月三〇日判決、高等裁判所刑事判例集五巻一号七三頁参照）

右の次第で、原判決が原判示第一、㈥の事実につき、被告人から選挙運動の請託をうけただけで、その承諾をしなかつたと認められる戸崎寛子の関係で、公職選挙法第二二一条第一項第五号の交付申込罪、同判示第一、㈦の事実につき、供与の趣旨を認識したうえ被告人からの金員供与の伝達の請託を一旦承諾し、金員を受領したと認められる尾崎安子の関係で、同号の交付罪の成立を認めたのはいずれも正当であつて、原判決に所論のような法令の適用の誤りや事実の誤認はない。論旨は理由がない。

よつて、刑事訴訟法第三九六条により本件控訴を棄却し、主文のとおり判決する。

昭和四二年九月一一日

広島高等裁判所松江支部

裁判長裁判官　福　地　寿　三

裁判官　干　場　義　秋

裁判官　田　中　貞　和

昭和四二年(き)第四号

決　定

右の者に対する暴行、詐欺被告事件（昭和四二年(あ)第一五一四号）について、当裁判所が昭和四二年一一月七日にした上告棄却の確定決定に対し、弁護人桑名邦雄から再審の請求があつたので、検察官の意見を聴き、次のとおり決定する。

再審請求人　松　永　三　男

主　文

本件再審請求を棄却する。

理　由

再審の請求をするには、刑訴規則二八三条の規定に従い、再審請求の趣意書に原決定の謄本、証拠書類および証拠物を添えて、これを管轄裁判所に差し出すべきものである。しかるに、本件再審請求は、単にその趣意書を差し出しているに過ぎないから、法令上の方式に違反するものである。

よつて、刑訴法四四六条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年一二月二六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　松　本　正　雄

裁判官　田　中　二　郎

裁判官　下　村　三　郎

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	二審又は原審	頁
昭和四〇年(あ)六五	物品税法違反	有限会社横浜猟銃製作所外一名	昭和四二年一一・八	大	棄却	東京高	三三
昭和四一年(あ)九六一	商法違反、公正証書原本不実記載、同行使	後藤雄輔外一名	一二・一四	一	破棄差戻	大阪高	四〇五
昭和四一年(あ)一六二二	封印破棄	木村誠太郎	一二・一九	三	棄却	東京高	四四三
昭和四一年(あ)一八三五	私文書偽造、同行使、詐欺	矢野章次	一一・二八	三	棄却	東京高	二三九
昭和四一年(あ)一九二二	傷害、監禁強要	戴志海、遊乾こと戴天昭外六名	一一・二八	三	棄却	東京高	二四七
昭和四一年(あ)一九六七	売春防止法違反	山田由勝外一名	一一・二八	三	棄却	札幌高函館支部	二六一
昭和四一年(あ)二四七一	児童福祉法違反、労働基準法違反	金暢淑外一名	一一・八	二	棄却	大阪高	四五
昭和四一年(あ)三〇一〇	威力業務妨害	杉原茂雄外二名	一一・九	二	棄却	福岡高	五九
昭和四一年(あ)三〇一六	横領	繁田明男	一二・一	二	破棄自判	福岡高	三一一

昭和四二年(き)	四	暴行、詐欺被告事件についてした上告棄却の確定決定に対する再審請求	請求人 松永三男	一二・二六	三	棄却	最高裁	五九五
昭和四二年(さ)	七	傷害	秦岡誠也	一一・三〇	一	破棄自判	呉簡易	三〇九
昭和四二年(し)	五五	農地法違反被告事件の再審請求事件についてした即時抗告棄却決定に対する抗告申立	申立人 大川原善吉	一二・一九	三	棄却	仙台高	四八一
昭和四二年(し)	六四	付審判請求事件の抗告棄却決定に対する抗告申立	申立人 農事組合法人全国向上組合連合会	一一・二八	三	棄却	高松高	二九五
昭和四二年(し)	六九	収賄被疑事件についてした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	申立人 松山熊造	一二・二〇	二	棄却	京都地	四八七
昭和四二年(し)	七三	勾留期間延長請求事件についてした決定に対する抗告申立	申立人 多嶋太郎	一二・一三	三	棄却	大阪地	三六五
昭和四二年(し)	七四	勾留期間延長請求事件についてした決定に対する抗告申立	申立人 口羽玉人	一二・一三	三	棄却	大阪地	三七五
昭和四二年(し)	七五	勾留期間延長請求事件についてした決定に対する抗告申立	申立人 沢春蔵	一二・一三	三	棄却	大阪地	三八五
昭和四二年(し)	七六	勾留期間延長請求事件についてした決定に対する抗告申立	申立人 坪井準二	一二・一三	三	棄却	大阪地	三九五
昭和四二年(し)	七七	勾留期間延長請求事件についてした決定に対する抗告申立	申立人 坪井準二	一二・一四	三	棄却	大阪地	四二五
昭和四二年(あ)	二九七	公職選挙法違反	中島与吉	一一・二八	三	棄却	東京高	二六九

昭和四二年(あ)	二九九	児童福祉法違反	川田和生	一二・二	二	棄却	東京高	三一七
昭和四二年(あ)	三一三	旅館業法違反	西名俊人	一二・二一	一	破棄差戻	広島高松江支部	四九五
昭和四二年(あ)	三三三	銃砲刀剣類等所持取締法違反幇助、火薬類取締法違反幇助	阿部定家	一二・一四	二	棄却	仙台高	四二一
昭和四二年(す)	三四三・三四六	傷害等被告事件についてした上告棄却決定に対する異議申立	申立人 白井昭次 外一名	一一・二八	三	棄却	最高裁	三〇一
昭和四二年(す)	三六八	裁判官忌避の申立	申立人 太田修一	一二・二一	一	却下		五五七
昭和四二年(す)	四三四	私文書偽造等被告事件についてした上告棄却決定に対する異議申立	申立人 検察官 被告人 (松本利男)	一二・二五	一	一部削除	最高裁	五六一
昭和四二年(あ)	四五七	関税法違反、物品税法違反	モイセス・カルデロン・ワイ・コーヘン 外一名	一二・一二	三	異議申立期間延長	最高裁	三六三
昭和四二年(あ)	四九三	住居侵入、傷害、暴行	橋本昭 外一名	一二・四	二	棄却	東京高	三五七
昭和四二年(あ)	七八六	私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺、詐欺幇助	松本利男 外五名	一二・二一	一	棄却	東京高	五〇九
昭和四二年(あ)	九〇六	逮捕、暴行	相田一男 外四名	一一・二五	二	棄却	東京高	一三九
昭和四二年(あ)	一〇四一	賭博場開張図利幇助	宇佐美昌盛	一二・一五	二	棄却	東京高	四三五

昭和四二年(あ)一二一〇	売春防止法違反	許	弼爽	一一・二	一棄却	東京高	一			
昭和四二年(あ)一三六二	業務上過失致死、道路交通法違反	今	村	豊	一二・二一	一棄却	福岡高	五四七		
昭和四二年(あ)一三九五	業務上過失致死	八	巻	武雄	一二・一九	三棄却	東京高	四七一		
昭和四二年(あ)一四三一	公務執行妨害	中	村	洋壮	一一・二	一棄却	広島高	九		
昭和四二年(あ)一四三五	尊属殺人	岩	見	充泰	一一・二一	三棄却	東京高	七一		
昭和四二年(あ)一四六四	公職選挙法違反	谷	口	邦男	一一・二一	三棄却	名古屋高	九九		
昭和四二年(あ)一四八〇	不動産侵奪	船	瀬	修	一一・二	一棄却	大阪高	一九		
昭和四二年(あ)一四八二	監禁、監禁致傷、暴力行為等処罰に関する法律違反、傷害、強盗	林		繁	一二・二一	一棄却	大阪高	五五一		
昭和四二年(あ)一七九二	強盗致傷、窃盗	金	子	堅太郎	一二・二六	三一部破棄一部棄却	福岡高	五六五		
昭和四二年(あ)一七九八	公職選挙法違反	小	森	義雄	一一・二四	二棄却	福岡高	一〇九		
昭和四二年(あ)一八六七	業務上過失致死、道路交通法違反	鹿	糠	要	一二・二六	一棄却	仙台高	五七一		

昭和四二年(あ)一九六六	業務上過失致死	松	平	進	一二・二六	三棄却	名古屋高	五七九		
昭和四二年(あ)二二三三	公職選挙法違反	福	井	正晴	一二・二六	一棄却	広島高松江支部	五八五		

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和四十二年
十一月分

最高裁判所
事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。

判　決（全）……（　二日―三〇日）……（　七件）……一頁
決　定（1）……（　一日―一八日）……（四五件）……三
決　定（2）……（二〇日・二四日）……（五四件）……九
決　定（3）……（二五日―三〇日）……（五五件）……一五
雑　（全）……（　一日―三〇日）……（四五件）……二一
不成立（全）……（　九日―三〇日）……（一一件）……二七

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四二年(あ)　五〇七	窃盗	北島萬隆	昭和四二年一一・二	一	一部破棄自判一部棄却	福岡高	一七六
昭和四二年(あ)一五二八	道路交通法違反、業務上過失傷害	榎戸政信	一一・七	三	棄却	仙台高	一八〇
昭和四〇年(あ)　六五	物品税法違反	有限会社横浜猟銃製作所外一名	一一・八	大	棄却	東京高	一八四
昭和四二年(あ)一四三五	尊属殺人	岩見充泰	一一・二一	三	棄却	東京高	一九三
昭和四二年(あ)一四六四	公職選挙法違反	谷口邦男	一一・二一	三	棄却	名古屋高	二〇八
昭和四二年(あ)一〇七一	銃砲刀剣類等所持取締法違反	奇金泰	一一・三〇	一	棄却	東京高	二一四
昭和四二年(さ)　七	傷害	秦岡誠也	一一・三〇	一	破棄自判	呉簡	二五六

非常上告

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四二年(あ)一七八一	賭博、賭博開張図利、銃砲刀剣類所持等取締法違反、道路交通法違反、業務上過失傷害、住居侵入、暴力行為等処罰に関する法律違反	李栄圭外一名	昭和四二年一一・一	二	棄却	名古屋高金沢支	一
昭和四二年(あ)九三九	商法違反幇助、業務上横領幇助、背任	杉山延行	一一・二	一	棄却	大阪高	五
昭和四二年(あ)九九五	船舶職員法違反	米沢松之助	一一・二	一	棄却	高松高	一六
昭和四二年(あ)一〇〇八	関税法違反	一石榮一	一一・二	一	棄却	大阪高	二一
昭和四二年(あ)一一一〇	売春防止法違反	許弼爽	一一・二	一	棄却	東京高	二六
昭和四二年(あ)一二五七	麻薬取締法違反	井上温	一一・二	一	棄却	東京高	三三
昭和四二年(あ)一三四二	詐欺	高岡勝利	一一・二	一	棄却	広島高	四七
昭和四二年(あ)一三九九	有価証券偽造、同行使、詐欺、横領	下森淳見	一一・二	一	棄却	東京高	五八
昭和四二年(あ)一四〇七	窃盗	溝田ハルヱ外一名	一一・二	一	棄却	広島高	六三

昭和四二年(あ)一四二四	賍物故買、銃砲刀剣類所持等取締法違反	田中光次	一一・二	一	棄却	大阪高	六七			
昭和四二年(あ)一四三一	公務執行妨害	中村洋壮	一一・二	一	棄却	広島高	七〇			
昭和四二年(あ)一四八〇	不動産侵奪	船瀬修	一一・二	一	棄却	大阪高	七六			
昭和四二年(あ)一四八四	殺人	石丸フミ子	一一・二	一	棄却	広島高岡山支	八四			
昭和四二年(あ)一六四四	詐欺、背任	宮下幹夫	一一・二	二	棄却	東京高	九三			
昭和四二年(あ)一七四六	公職選挙法違反	濱田孝太郎	一一・二	一	棄却	仙台高	九八			
昭和四二年(あ)一三六七	窃盗	岩永敏雄	一一・七	三	棄却	福岡高	一〇四			
昭和四二年(あ)一四二六	賍物寄蔵	塚本清	一一・七	三	棄却	福岡高宮崎支	一〇八			
昭和四二年(あ)一四七五	詐欺	大藪好富	一一・七	三	棄却	名古屋高	一一三			
昭和四二年(あ)一四八七	死体遺棄	田口堅鴻	一一・七	三	棄却	福岡高	一一七			
昭和四二年(あ)一四九一	公職選挙法違反	江口鉄二	一一・七	三	棄却	福岡高	一二一			

昭和四二年(あ)一四九五	器物損壊	相浦キク	一一・七	三	棄却	福岡高	一二九			
昭和四二年(あ)一五〇七	傷害	清水邦男	一一・七	三	棄却	東京高	一三四			
昭和四二年(あ)一五一〇	窃盗	小濱幸一	一一・七	三	棄却	札幌高	一三八			
昭和四二年(あ)一五一四	暴行、詐欺	松永三男	一一・七	三	棄却	東京高	一四二			
昭和四二年(あ)一五二六	業務上過失致死	溝部義隆	一一・七	三	棄却	福岡高宮崎支	一六六			
昭和四二年(あ)一五五八	強姦	林正和	一一・七	三	棄却	大阪高	一七二			
昭和四二年(あ)一五六一	強制執行妨害、窃盗、横領、恐喝、詐欺	丸井清 外一名	一一・七	三	棄却	大阪高	一八一			
昭和四二年(あ)一五六五	恐喝、職業安定法違反	小山幸男	一一・七	三	棄却	広島高松江支	一八七			
昭和四二年(あ)一五七七	業務上過失傷害、業務上過失激発物破裂、労働基準法違反	立原陸之介	一一・七	三	棄却	東京高	一九四			
昭和四二年(あ)一六一三	業務上過失致死傷	山田岑成	一一・七	三	棄却	名古屋高	一九八			
昭和四二年(あ)一六三一	道路交通法違反	後藤清亮	一一・七	三	棄却	福岡高	二〇四			

昭和四二年(あ)一八〇五	公職選挙法違反	森	喜代	一一・七	三	棄却	東京高	二〇八	
昭和四一年(あ)二四七一	児童福祉法違反、労働基準法違反	金	暢淑 外一名	一一・八	二	棄却	大阪高	二一三	
昭和四一年(あ)三一一〇	業務上横領、背任	齋藤	仙藏	一一・八	二	棄却	仙台高	二二二	
昭和四二年(あ)一一四六	殺人、同未遂	安原	豊治	一一・八	二	棄却	東京高	二二七	
昭和四二年(あ)一二四四	殺人	野寺	富二	一一・八	二	棄却	東京高	二三一	
昭和四二年(あ)一六一九	強盗強姦、強盗殺人	米田	大巖	一一・八	二	棄却	大阪高	二四〇	
昭和四二年(あ)一六六八	殺人、同未遂、児童福祉法違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反、犯人隠避、犯人蔵匿	中村	好忠 外七名	一一・八	二	棄却	大阪高	二五一	
昭和四一年(あ)三〇一〇	威力業務妨害	杉原	茂雄 外二名	一一・九	二	棄却	福岡高	二六四	
昭和四二年(あ)一四八六	殺人、同未遂	岩切	八郎	一一・九	二	棄却	福岡高宮崎支	二七一	
昭和四二年(あ)一八〇九	詐欺、横領、私文書偽造、同行使、有価証券偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使	加藤	冨士五郎	一一・九	二	棄却	名古屋高	二八八	
昭和四一年(あ)一二二〇	恐喝未遂、恐喝、威力業務妨害、傷害、脅迫、暴力行為等処罰に関する法律違反	横奥	喜平 外二名	一一・一〇	二	棄却	広島高	三四三	

昭和四二年(あ)一七七四	住居侵入、放火未遂	入野	義夫	一一・一〇	二	棄却	東京高	三五五
昭和四二年(あ)一三二一	偽証教唆	魏	和枝	一一・一八	二	棄却	東京高	三七〇
昭和四二年(あ)一八二三	道路交通法違反、業務上過失傷害	畑山	孝雄	一一・一八	二	棄却	大阪高	三七八

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四二年(あ)一〇二三	業務上過失致死傷	延岡芳一	昭和四二年一一・二〇	二	棄却	大阪高	一
昭和四二年(あ)一八二八	兇器準備集合、銃砲刀剣類等所持取締法違反、恐喝	西岡新策	一一・二〇	二	棄却	大阪高	八
昭和四二年(あ)一八三〇	道路交通法違反	千葉国勝	一一・二〇	二	棄却	仙台高	一一
昭和四二年(あ)一八四四	覚せい剤取締法違反	趙命済	一一・二〇	二	棄却	大阪高	一六
昭和四二年(あ)一八八八	傷害、業務上過失傷害	竹内修	一一・二〇	二	棄却	札幌高	二七
昭和四二年(あ)一九一六	業務上過失傷害	横尾弘	一一・二〇	二	棄却	大阪高	三四
昭和四二年(あ)一九二九	公職選挙法違反	山本由菊	一一・二〇	二	棄却	大阪高	四〇
昭和四二年(あ)一九三三	業務上過失致死、道路交通法違反	西丸光久	一一・二〇	二	棄却	大阪高	四三
昭和四二年(あ)四八七	業務上過失傷害	松永猛	一一・二四	二	棄却	東京高	四七

昭和四二年(あ)六五四	業務上過失致死	田丸忠郎	一一・二四	二	棄却	大阪高	五一
昭和四二年(あ)一〇六九	強姦致傷	斎藤昌利	一一・二四	一	棄却	東京高	五七
昭和四二年(あ)一一四二	営利誘拐	栗林利和	一一・二四	一	棄却	広島高松江支	六四
昭和四二年(あ)一一五七	業務上過失致死	内山晴惠	一一・二四	一	棄却	東京高	一六一
昭和四二年(あ)一二一六	恐喝	木津政雄	一一・二四	一	棄却	仙台高	一六六
昭和四二年(あ)一五四二	詐欺	笠井武	一一・二四	一	棄却	大阪高	一八二
昭和四二年(あ)一五五九	売春防止法違反	山本正藏	一一・二四	一	棄却	大阪高	一八七
昭和四二年(あ)一五八二	賍物牙保、賍物寄蔵	朴魯基	一一・二四	一	棄却	福岡高	一九〇
昭和四二年(あ)一六一一	道路交通法違反、業務上過失傷害	新家隆夫	一一・二四	一	棄却	名古屋高金沢支	一九三
昭和四二年(あ)一六五四	賍物故買	藤田敏一	一一・二四	一	棄却	高松高	一九七
昭和四二年(あ)一六五五	私文書偽造、同行使、詐欺	出野三郎 外一名	一一・二四	一	棄却	東京高	二〇一

昭和四二年(あ)一六六七	窃盗、同未遂	黄相淑	一一・二四	一	棄却	大阪高	二一一
昭和四二年(あ)一六六七	監禁	平井義隆	一一・二四	一	棄却	大阪高	二一四
昭和四二年(あ)一六七一	業務上過失傷害	江口岩男	一一・二四	一	棄却	名古屋高	二一八
昭和四二年(あ)一六八八	業務上過失傷害、道路交通法違反	渡利定雄	一一・二四	一	棄却	大阪高	二二二
昭和四二年(あ)一六九九	詐欺	齊藤仁作	一一・二四	一	棄却	大阪高	二二六
昭和四二年(あ)一七〇三	自転車競技法違反	山内守	一一・二四	一	棄却	大阪高	二三二
昭和四二年(あ)一七三八	出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律違反、公正証書原本不実記載、同行使	島津政久	一一・二四	一	棄却	福岡高宮崎支	二三六
昭和四二年(あ)一七四三	公職選挙法違反	田中豊作	一一・二四	一	棄却	仙台高	二四〇
昭和四二年(あ)一七五四	道路交通法違反、業務上過失致死	高林孝治	一一・二四	一	棄却	東京高	二四六
昭和四二年(あ)一七五九	公職選挙法違反	堀内義之甫	一一・二四	一	棄却	東京高	二五〇
昭和四二年(あ)一七六七	賭博開張図利	齋藤邦夫	一一・二四	一	棄却	東京高	二五八

昭和四二年(あ)一七七〇	業務上過失致死	田島孝治	一一・二四	一	棄却	名古屋高	二六一	
昭和四二年(あ)一七八四	兇器準備集合、暴力行為等処罰に関する法律違反	宣三郎	一一・二四	一	棄却	広島高	二六五	
昭和四二年(あ)一七八五	証憑湮滅、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反	土居則義	一一・二四	二	棄却	広島高	二六九	
昭和四二年(あ)一七八八	業務上過失致死	松井政幸	一一・二四	二	棄却	札幌高	二七二	
昭和四二年(あ)一七九八	公職選挙法違反	小森義雄	一一・二四	二	棄却	福岡高	二七八	
昭和四二年(あ)一八一三	業務上過失致死	高杉剛之	一一・二四	二	棄却	東京高	二九九	
昭和四二年(あ)一八一六	窃盗	谷岡幸男	一一・二四	二	棄却	東京高	三〇三	
昭和四二年(あ)一八二六	強姦致傷、傷害	小柴宗明	一一・二四	二	棄却	大阪高	三〇七	
昭和四二年(あ)一八三五	業務上過失致死	川畑益男	一一・二四	一	棄却	名古屋高	三一三	
昭和四二年(あ)一八四二	窃盗	新名勇一	一一・二四	二	棄却	大阪高	三一七	
昭和四二年(あ)一八四七	恐喝	吉木庸二	一一・二四	二	棄却	広島高松江支	三二二	

昭和四二年(あ)一八五四	道路交通法違反	尹敬介	一一・二四	二	棄却	福岡高	三二六	
昭和四二年(あ)一八六二	業務上過失致死、道路交通法違反	松本壽	一一・二四	二	棄却	広島高	三三二	
昭和四二年(あ)一八七〇	公職選挙法違反	西村勇外一名	一一・二四	一	棄却	福岡高	三三七	
昭和四二年(あ)一八七五	道路交通法違反、業務上過失傷害	草刈俊雄	一一・二四	二	棄却	札幌高	三五一	
昭和四二年(あ)一八九九	業務上過失致死	加藤銑一	一一・二四	二	棄却	名古屋高	三五四	
昭和四二年(あ)一九〇二	業務上過失致死	高橋修	一一・二四	二	棄却	仙台高	三五九	
昭和四二年(あ)一九一一	遺失物横領、有印私文書偽造、同行使、詐欺	飯田史朗	一一・二四	二	棄却	東京高	三六四	
昭和四二年(あ)一九一三	物品税法違反	池澤信	一一・二四	二	棄却	東京高	三六八	
昭和四二年(あ)一九一九	業務上過失致死	野口修身	一一・二四	二	棄却	大阪高	三七三	
昭和四二年(あ)一九二二	賍物故買	松本重一	一一・二四	二	棄却	大阪高	三七七	
昭和四二年(あ)一九二五	殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反	花岡一志	一一・二四	二	棄却	大阪高	三八〇	

昭和四二年(あ)一九四三	銃砲刀剣類等所持取締法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反	堀	公	一一・二四	二	棄却	広島高岡山支	三八五

刑事決定（3）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四二年(あ) 九〇六	逮捕、暴行	相田一男 外四名	昭和四二年一一・二五	二	棄却	東京高	一
昭和四二年(あ)一一八二	暴行、傷害	久保俊治 外一名	一一・二五	二	棄却	福岡高宮崎支	五三
昭和四二年(あ)一三二三	建設業法違反、宅地造成等規制法違反、労働基準法違反、業務上過失致死傷	朴点祚	一一・二五	二	棄却	東京高	五九
昭和四二年(あ)一八三三	業務上過失致死、道路交通法違反	菅沼光二	一一・二五	二	棄却	名古屋高	六三
昭和四二年(あ)一九三六	窃盗	藤井十三子	一一・二五	二	棄却	大阪高	六六
昭和四一年(あ)一八三五	私文書偽造、同行使、詐欺	降矢章次	一一・二八	三	棄却	東京高	七〇
昭和四一年(あ)一九二二	傷害、監禁強要	戴昭天 外六名	一一・二八	三	棄却	東京高	七五
昭和四一年(あ)一九六七	売春防止法違反	月山由勝 外一名	一一・二八	三	棄却	札幌高函館支	八四
昭和四一年(あ)二七二六	道路交通法違反	高野令一	一一・二八	三	棄却	広島高松江支	八九

昭和四一年(あ)三〇一一	業務上過失致死	江崎勝喜	一一・二八	三棄却	福岡高	九四	
昭和四一年(あ)三〇二一	常習賭博、賭博場開張図利、同幇助	前田作蔵 外六名	一一・二八	三棄却	大阪高	九七	
昭和四二年(あ)二九七	公職選挙法違反	中島与吉	一一・二八	三棄却	東京高	一一五	
昭和四二年(あ)六一一	弁護士法違反、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺	落合徳三郎	一一・二八	三棄却	広島高岡山支	一二九	
昭和四二年(あ)七一六	不動産侵奪	白永奎	一一・二八	三棄却	東京高	一三四	
昭和四二年(あ)九九二	業務上過失傷害、道路交通法違反	金山時雄	一一・二八	三棄却	高松高	一三八	
昭和四二年(あ)一二四二	公職選挙法違反	佐藤守良 外一名	一一・二八	三棄却	広島高	一四一	
昭和四二年(あ)一七七六	強姦致傷	小川景	一一・二八	三棄却	東京高	一五五	
昭和四二年(あ)一八一七	窃盗	浅葉義孝	一一・二八	三棄却	大阪高	一五九	
昭和四二年(あ)一八三八	公文書偽造、窃盗	藤田壽夫	一一・二八	三棄却	広島高	一六九	
昭和四二年(あ)一九七四	業務上横領、背任	竹内民一	一一・三〇	一棄却	大阪高	一八七	

昭和四二年(あ)一二三二	窃盗	谷川俊夫	一一・三〇	一棄却	大阪高	一九二	
昭和四二年(あ)一二四九	道路交通法違反、業務上過失致死	鎌形誠治	一一・三〇	一棄却	東京高	一九八	
昭和四二年(あ)一二七八	売春防止法違反	中筋須美子	一一・三〇	一棄却	大阪高	二〇六	
昭和四二年(あ)一三三三	業務上横領	和田藏助	一一・三〇	一棄却	福岡高宮崎支	二〇九	
昭和四二年(あ)一三五八	傷害	八月朔日隆	一一・三〇	一棄却	福岡高	二一三	
昭和四二年(あ)一三八七	現住建造物等延焼	遠藤吾作	一一・三〇	一棄却	東京高	二一八	
昭和四二年(あ)一四四四	道路交通法違反、業務上過失傷害	平泉敏昭	一一・三〇	一棄却	札幌高	二二三	
昭和四二年(あ)一四四九	道路交通法違反	吉原静男	一一・三〇	一棄却	東京高	二二六	
昭和四二年(あ)一四五七	物価統制令違反	嵯峨一久	一一・三〇	一棄却	東京高	二三三	
昭和四二年(あ)一五〇五	道路交通法違反、重過失傷害	松本英夫	一一・三〇	一棄却	東京高	二三九	
昭和四二年(あ)一五〇八	業務上横領	玉井政衛	一一・三〇	一棄却	東京高	二四五	

昭和四二年(あ)一五一二	道路交通法違反	劉	勝	光	一一・三〇	一
昭和四二年(あ)一五二〇	道路交通法違反、業務上過失傷害	大	林	昭四	一一・三〇	一
昭和四二年(あ)一五三六	窃盗	神	供	守	一一・三〇	一
昭和四二年(あ)一五四八	窃盗	林		務	一一・三〇	一
昭和四二年(あ)一五五〇	賭博開張図利	西	山	久雄	一一・三〇	一
昭和四二年(あ)一五五七	業務上横領	伊	庭	正博	一一・三〇	一
昭和四二年(あ)一五七五	窃盗	柵	木	四郎	一一・三〇	一
昭和四二年(あ)一五八六	傷害	高		京一	一一・三〇	一
昭和四二年(あ)一五八九	常習賭博	天	野	吉太郎	一一・三〇	一
昭和四二年(あ)一五九四	恐喝	坂	内	俊雄	一一・三〇	一
昭和四二年(あ)一五九七	公職選挙法違反	谷	野	主一郎	一一・三〇	一

昭和四二年(あ)一六〇三	業務上過失傷害、道路交通法違反	田	中	武己	一一・三〇	一
昭和四二年(あ)一六二一	業務上過失致死、道路交通法違反	百	々	佐之助	一一・三〇	一
昭和四二年(あ)一六二四	詐欺	西	原	きよ子	一一・三〇	一
昭和四二年(あ)一六三〇	放火	三	又	定	一一・三〇	一
昭和四二年(あ)一六三五	私文書偽造、同行使、公文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺、横領	大	塚	重剛	一一・三〇	一
昭和四二年(あ)一六六四	恐喝	李		相福	一一・三〇	一
昭和四二年(あ)一六九八	傷害	大河原		納	一一・三〇	一
昭和四二年(あ)一七六二	強姦	芦	谷	和男	一一・三〇	一
昭和四二年(あ)一八六一	公職選挙法違反	山	本	惣治郎 外一名	一一・三〇	一
昭和四二年(あ)一九九二	詐欺	北	田	源左衛門	一一・三〇	二
昭和四二年(あ)二〇〇四	道路交通法違反、業務上過失傷害	三	嶋	九一	一一・三〇	二

棄却	東京高	二五一	棄却	札幌高	三一九	
棄却	広島高岡山支	三〇九	棄却	東京高	二五一	
棄却	広島高岡山支	三〇四	棄却	大阪高	三一四	
棄却	東京高	二九八	棄却	名古屋高	三二九	
棄却	東京高	二八〇	棄却	福岡高	三三二	
棄却	東京高	二七六	棄却	大阪高	三四五	
棄却	大阪高	二七二	棄却	福岡高	三四一	
棄却	福岡高	二六八	棄却	大阪高	三四五	
棄却	仙台高	二六四	棄却	仙台高	三五〇	
棄却	大阪高	二五九	棄却	札幌高	三五三	
棄却	広島高	二五五	棄却	仙台高	三五九	
棄却	東京高	二五一	棄却	大阪高	三七〇	

昭和四二年(お)二〇四一	賭物牙保、賭物寄蔵	金　昌伍	一一・三〇	二棄却	東京高	三七七
昭和四二年(お)二〇五三	業務上過失致死、道路交通法違反	藤　井　剛	一一・三〇	二棄却	広島高岡山支	三八一

刑事雑（全）

事件番号	事件名	被告人又は申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
	判決訂正申立						
昭和四二年(み)　二六	道路交通法違反、猥褻誘拐	小　堀　恒　光	昭和四二年一一・二	二棄却			一
	特別抗告						
昭和四二年(し)　五三	少年保護（強盗）事件についてした中等少年院送致決定に対する抗告棄却の決定に対する再抗告	岡本清（川島高一）	一一・一	一棄却	東京高		七
昭和四二年(し)　五九	窃盗、少年保護事件についてした抗告棄却の決定に対する再抗告	高橋正	一一・二	二棄却	東京高		一四
昭和四二年(し)　五八	強姦被告事件の控訴棄却決定に対する異議申立棄却の決定に対する特別抗告	世古宗勝	一一・一七	一棄却	福岡高		一八
昭和四二年(し)　六三	付審判請求事件の抗告棄却決定に対する特別抗告	姉川光栄	一一・二〇	二棄却	東京高		二二
昭和四二年(し)　六一	付審判請求事件の抗告棄却決定に対する抗告	原田利良	一一・二一	三棄却	仙台高秋田支		二五
昭和四二年(し)　六六	住居侵入被告事件についてした勾留取消請求却下決定に対する異議申立棄却の決定に対する特別抗告	松本義信（加藤清美）	一一・二五	二棄却	東京高		二七

昭和四二年(し)	六四	付審判請求事件の抗告棄却決定に対する抗告	農事組合法人全国向上組合連合会代表理事 天野次太郎	一一・二八	三棄却
昭和四二年(し)	六七	恐喝未遂、脅迫保護事件についてした抗告棄却の決定に対する抗告	塚越源七(塚越慈恵)	一一・二八	三棄却
昭和四二年(し)	六二	公務執行妨害、傷害被告事件の再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却の決定に対する特別抗告	江田政治	一一・二九	一棄却
昭和四二年(し)	六〇	付審判請求事件の抗告棄却決定に対する特別抗告	木下イト	一一・三〇	一棄却
昭和四二年(し)	六八	裁判官忌避申立却下決定に対する即時抗告棄却の決定に対する抗告	雨谷正美	一一・三〇	一棄却
昭和四二年(わ)	一九四	詐欺、業務上横領	宮島誠三	一一・一	一免除
昭和四二年(わ)	一九五	道路交通法違反	吉永雅宣	一一・一	二免除
昭和四二年(わ)	一九三	有価証券偽造、同行使、私文書偽造、同行使、詐欺	小野俊士	一一・一五	一棄却
昭和四二年(わ)	一九九	恐喝	岩野暢	一一・一七	二棄却
昭和四二年(わ)	二〇〇	恐喝	竹崎茂仁	一一・一七	二棄却

訴訟費用

昭和四二年(わ)	二〇五	物品税法違反	立松章一	一一・二八	一棄却
昭和四二年(わ)	二〇七	殺人	石丸フミ子	一一・二九	一棄却

決定に対する異議申立

昭和四二年(す)	三〇六	詐欺、同未遂	光岡繁一	一一・一	一棄却
昭和四二年(す)	三一七	強姦	青野清	一一・一	二棄却
昭和四二年(す)	三三九	強姦致傷	工藤吉太郎	一一・一三	二棄却
昭和四二年(す)	二九一	放火未遂、爆発物取締罰則違反、公務執行妨害	東中光雄外一名(石東市郎外四〇名)	一一・一五	三棄却
昭和四二年(す)	三四二	器物毀棄、傷害	中山與三松	一一・一五	二棄却
昭和四二年(す)	三四〇	詐欺、労働基準法違反	美藤幸代	一一・一六	二棄却
昭和四二年(す)	三二九	現住建造物等放火	坂田平八	一一・二一	三棄却
昭和四二年(す)	三三一	有価証券偽造、同行使、詐欺	津山吉之助	一一・二二	三棄却

昭和四二年(す)	三三三	有価証券虚偽記入、同行使、有価証券偽造、同行使、詐欺	清水忠外一名	一一・二二	三 棄却
昭和四二年(す)	三四四	窃盗	市野昭二	一一・二二	三 棄却
昭和四二年(す)	三四五	強盗未遂	崔学一	一一・二二	三 棄却
昭和四二年(す)	三五〇	暴行、詐欺	(松永三男)桑名邦雄	一一・二二	三 棄却
昭和四二年(す)	三五一	公職選挙法違反	江口鉄二	一一・二二	三 棄却
昭和四二年(す)	三五六	住居侵入、放火未遂	入野義夫	一一・二五	二 棄却
昭和四二年(す)	三五八	兇器準備結集	原田信男	一一・二五	二 棄却
昭和四二年(す)	三五七	器物損壊	相浦キク	一一・二八	三 棄却
昭和四二年(す)	三四三 三四六	傷害、逮捕、恐喝、暴力行為等処罰に関する法律違反	(白井昭次外一名)安平政吉	一一・二八	三 棄却
昭和四二年(す)	三三二	恐喝、窃盗	上岡昭男	一一・二九	一 棄却
昭和四二年(す)	三三四	暴力行為等処罰に関する法律違反、住居侵入、公務執行妨害	(中村権外一名)松崎勝外一名	一一・三〇	一 棄却
				一四八	一一二
				一四五	一一六
				一四一	一一九
				一三五	一二二
				一三三	一二五
				一二八	一二五
				一二五	一一九
				一一八	一一六
				一一五	一一二

昭和四二年(す)	三三五	暴力行為等処罰に関する法律違反、住居侵入	(川辺忠雄)松崎勝外一名	一一・三〇	一 棄却
昭和四二年(す)	三三六	傷害	(金沢哲男外一名)松崎勝外一名	一一・三〇	一 棄却
昭和四二年(す)	三三七	住居侵入	(原田敬三)松崎勝外一名	一一・三〇	一 棄却
				一五九	一五五
				一六四	一五二
				一六七	一六五
昭和四二年(す)	三一八	保釈取消請求	(森田友規)検察官	一一・一	三 取消
昭和四二年(す)	三二六	常習累犯窃盗被告事件の上告棄却決定に対する異議申立棄却の決定に対する訂正の申立	駒形綱夫	一一・一	二 棄却
昭和四二年(す)	三五二	強盗未遂被告事件の上告棄却決定に対する即時抗告	崔学一	一一・二一	三 棄却

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四二年(あ)二一八六	公務執行妨害	土屋善夫	昭和四二年一一・九	二	棄却	東京高	三〇〇
昭和四二年(あ)二一八四	業務上過失傷害、道路交通法違反	上村勤	一一・一〇	二	棄却	東京高	三〇二
昭和四二年(あ)二一八五	業務上過失致死	米山政宣	一一・一三	一	棄却	東京高	三〇四
昭和四二年(あ)二一九八	道路交通法違反	高橋喜代壽	一一・一六	一	棄却	仙台高	三〇六
昭和四二年(あ)二〇七六	証人威迫	松尾辰實	一一・二一	三	棄却	東京高	三〇八
昭和四二年(あ)二二〇四	道路交通法違反、業務上過失傷害	川田信雄	一一・二四	一	棄却	高松高	三一〇
昭和四二年(あ)二二三六	業務上過失致死、道路交通法違反	渡邊求	一一・二四	一	棄却	高松高	三一二
昭和四二年(あ)二二五六	業務上過失致死	西村進	一一・二四	二	棄却	名古屋高	三一四
昭和四二年(あ)二二七六	道路交通法違反、業務上過失傷害	金田徳雄	一一・二四	二	棄却	札幌高函館支	三一六

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和四十二年十二月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。

判　決（全）……（一日―二六日）……（一三件）……一頁
決　定（1）……（一日―　五日）……（五〇件）……三
決　定（2）……（七日―一八日）……（三八件）……九
決　定（3）……（一九日―二三日）……（七一件）……一三
決　定（4）……（　　二六日）……（六一件）……二一
雑　（全）……（一日―二六日）……（五九件）……二七
不成立（全）……（一日―二六日）……（八件）……三五

昭和四二年(あ)二二五五	重過失傷害、道路交通法違反	崔　和守	一一・二八	一棄却	名古屋高　三一八
昭和四二年(あ)二二九五	道路交通法違反、業務上過失傷害	塚原敏雄	一一・三〇	一棄却	東京高　三二〇

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)三〇一六	横領	繁田明男	昭和四二年一二・一	二	破棄自判	福岡高	二五九
昭和四二年(あ)一七四五	公職選挙法違反	酒井哲外一名	一二・一二	三	棄却	仙台高	二六五
昭和四二年(あ)一八六〇	公職選挙法違反	千葉房一郎	一二・一二	三	棄却	仙台高	二六九
昭和四一年(あ)九六一	商法違反、公正証書原本不実記載、同行使	後藤雄輔外一名	一二・一四	一	破棄差戻	大阪高	二七三
昭和四二年(あ)九九四	住居侵入	岸井力	一二・一五	二	棄却	高松高	二八三
昭和四二年(あ)一〇四一	賭博場開張図利幇助	宇佐美昌盛	一二・一五	二	棄却	東京高	二八七
昭和四二年(あ)一二六八	業務上過失傷害、道路交通法違反	新井政家	一二・一九	三	棄却	東京高	二九二
昭和四二年(あ)一三九五	業務上過失致死	八巻武雄	一二・一九	三	棄却	東京高	二九五
昭和四二年(あ)一九九五	業務上過失傷害、道路交通法違反	品田松太郎	一二・一九	三	棄却	東京高	三〇一

昭和四二年(あ)	三一三	旅館業法違反	西名俊人	一二・二一	一	破棄差戻	広島高松江支	三一一
昭和四二年(あ)一三六二	業務上過失致死、道路交通法違反	今村豊	一二・二一	一	棄却	福岡高	三一七
昭和四一年(あ)一五一八	贈賄、収賄	堀井榮一 外一八名	一二・二六	三	一部破棄一部棄却	福岡高	三一二
昭和四二年(あ)一七九二	強盗致傷、窃盗	金子堅太郎	一二・二六	三	一部破棄一部棄却	福岡高	三三九

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四二年(あ)一八六八 一八六九	詐欺、常習賭博	門間薫 外三名	昭和四二年 一二・一	二	棄却	仙台高	一
昭和四二年(あ)一九二七	銃砲刀剣類等所持取締法違反幇助、火薬類取締法違反幇助	金熙胄	一二・一	二	棄却	大阪高	一五
昭和四二年(あ)一九五四	道路交通法違反、業務上過失致死	千葉廣志	一二・一	二	棄却	仙台高	一八
昭和四二年(あ)一九五八	有印私文書偽造、同行使、詐欺	石田豊	一二・一	二	棄却	仙台高	二一
昭和四二年(あ)一九六〇	窃盗、外国人登録法違反	李昇九	一二・一	二	棄却	名古屋高	二七
昭和四二年(あ)一九六八	賭博開張図利、常習賭博	濱浦重松	一二・一	二	棄却	名古屋高金沢支	三一
昭和四二年(あ)一九九〇	賭博開張図利、同幇助	津久井春雄 外一名	一二・一	二	棄却	東京高	三四
昭和四二年(あ)一九九九	窃盗、詐欺、横領	林二男	一二・一	二	棄却	東京高	四〇
昭和四二年(あ)二〇〇一	窃盗	出口幸夫	一二・一	二	棄却	大阪高	四五

昭和四二年(あ)二〇〇六	商標法違反	金	二	中	一二一・一	二	棄却	大阪高	五一
昭和四二年(あ)二〇二二	強盗致傷	上	田	勝一	一二一・一	二	棄却	大阪高	五五
昭和四二年(あ)二〇三七	重過失傷害、道路交通法違反	佐久美	行	雄	一二一・一	二	棄却	東京高	六七
昭和四二年(あ)二〇三九	窃盗、道路交通法違反	添	野	利夫	一二一・一	二	棄却	東京高	七二
昭和四二年(あ)二〇六一	窃盗、賍物運搬、賍物牙保	山	下	博	一二一・一	二	棄却	名古屋高金沢支	七八
昭和四二年(あ)二九九	児童福祉法違反	川	田	和生	一二一・二	二	棄却	東京高	八一
昭和四二年(あ)一九八七	児童福祉法違反	松	島興業株式会社 外一名		一二一・二	二	棄却	東京高	一〇三
昭和四二年(あ)二〇一二	わいせつ物販売	辻	楢	久	一二一・二	二	棄却	大阪高	一〇八
昭和四二年(あ)二〇一五	職業安定法違反	川	喜田	敏和	一二一・二	二	棄却	大阪高	一一四
昭和四二年(あ)二〇七五	恐喝、傷害	折	原	健 外一名	一二一・二	二	棄却	東京高	一二一
昭和四二年(あ)四九三	住居侵入、傷害、暴行	橋	本	昭 外一名	一二一・四	二	棄却	東京高	一二四

昭和四二年(あ)一九七五	業務上過失傷害、道路交通法違反	清	水	正勝	一二一・四	二	棄却	大阪高	一二八
昭和四二年(あ)七九三	窃盗	尹	富	男	一二一・五	三	棄却	広島高岡山支	一三四
昭和四二年(あ)八三二	遺失物横領	渡邊	吉	造	一二一・五	三	棄却	東京高	一三七
昭和四二年(あ)八四八	業務上過失傷害、道路交通法違反	野	田	勝也	一二一・五	三	棄却	福岡高	一四三
昭和四二年(あ)九〇四	傷害	正	木	銀義	一二一・五	三	棄却	東京高	一四八
昭和四二年(あ)九三五	業務上過失致死	藤	本	一雄	一二一・五	三	棄却	大阪高	一五四
昭和四二年(あ)九四九	売春防止法違反、傷害	山	中	茂一	一二一・五	三	棄却	大阪高	一七九
昭和四二年(あ)一〇一五	重過失致死傷、道路交通法違反	大	饗	良雄	一二一・五	三	棄却	広島高岡山支	一八三
昭和四二年(あ)一二八	傷害、傷害致死	守	口	一昭	一二一・五	二	棄却	東京高	一八七
昭和四二年(あ)一五八一	賍物故買	李		政子	一二一・五	三	棄却	福岡高	一九五
昭和四二年(あ)一五九三	有価証券変造、同行使、詐欺、業務上横領	雨宮	貞	夫	一二一・五	三	棄却	東京高	二〇〇

昭和四二年(あ)一五九九	公職選挙法違反	安原春一	一二・五	三棄却	広島高岡山支	七〇七	
昭和四二年(あ)一六一〇	売春防止法違反	李福南	一二・五	三棄却	大阪高	二一八	
昭和四二年(あ)一六二〇	強盗殺人、死体遺棄	澤田正紀	一二・五	三棄却	大阪高	二一二	
昭和四二年(あ)一六二三	強姦致傷	青谷靖義	一二・五	三棄却	大阪高	二三二	
昭和四二年(あ)一六六〇	窃盗	裵外生	一二・五	三棄却	名古屋高	二四一	
昭和四二年(あ)一六六三	業務上過失致死傷	門下檀	一二・五	三棄却	大阪高	二四五	
昭和四二年(あ)一六九二	不動産侵奪	岡田正昭	一二・五	三棄却	大阪高	二四九	
昭和四二年(あ)一七二三	業務上過失致死	原子耕一	一二・五	三棄却	仙台高秋田支	二五六	
昭和四二年(あ)一七四八	業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通法違反	山内一雄	一二・五	三棄却	札幌高	二六一	
昭和四二年(あ)一七五三	業務上過失傷害、道路交通法違反	水沢思外夫	一二・五	三棄却	東京高	二六六	
昭和四二年(あ)一七五六	窃盗	宮下定男	一二・五	三棄却	東京高	二七二	

昭和四二年(あ)一七六一	横領、詐欺	松崎政敏	一二・五	三棄却	札幌高	二七七	
昭和四二年(あ)一七八二	暴力行為等処罰に関する法律違反	清田貞義外六名	一二・五	三棄却	名古屋高金沢支	二八三	
昭和四二年(あ)一七九六	業務上過失致死傷	城崎敏夫	一二・五	三棄却	福岡高	二九一	
昭和四二年(あ)一八〇一	殺人	福迫亀蔵	一二・五	三棄却	福岡高宮崎支	二九六	
昭和四二年(あ)一八二一	業務上過失致死、道路交通法違反	築原保	一二・五	三棄却	大阪高	三〇四	
昭和四二年(あ)一八二四	業務上過失致死傷	金榮珍	一二・五	三棄却	大阪高	三〇八	
昭和四二年(あ)一八三七	詐欺	竹越捨吉	一二・五	三棄却	名古屋高金沢支	三一四	

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四二年(あ)二〇二九	売春防止法違反	山口三郎	昭和四二年一二・七	一	棄却	大阪高	一
昭和四二年(あ)一〇三六	業務上過失致死	本間正美	一二・八	二	棄却	東京高	五
昭和四二年(あ)一五〇九	法人税法違反	上重快舟 外一名	一二・八	二	棄却	東京高	一〇
昭和四一年(あ)二三四五	銃砲刀剣類等所持取締法違反、兇器準備集合、恐喝	康東華	一二・一二	三	棄却	大阪高	一四
昭和四一年(あ)二五一四	詐欺	工藤勇 外二名	一二・一二	三	棄却	東京高	二五
昭和四一年(あ)二八七八	暴力行為等処罰に関する法律違反	細川定信	一二・一二	三	棄却	東京高	四六
昭和四一年(あ)二九七六	業務上過失致死	西尾忠治	一二・一二	三	棄却	東京高	五〇
昭和四二年(あ)四五七	関税法違反、物品税法違反	モイセス・カルデロン・ワイ・コーヘン 外一名	一二・一二	三	棄却	東京高	五九
昭和四二年(あ)四七〇	業務上過失傷害	柴丹修造	一二・一三	二	棄却	名古屋高金沢支	六七

昭和四二年(あ)二〇三五	賭博開張図利幇助、賭博開張図利、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反	真田、清平 外二名	一二・一三	二	棄却	東京高	七四
昭和四二年(あ)三三三	銃砲刀剣類等所持取締法違反幇助、火薬類取締法違反幇助	阿部定家	一二・一四	二	棄却	仙台高	八一
昭和四二年(あ)一三二〇	詐欺、詐欺未遂	池田信男	一二・一四	一	棄却	東京高	八四
昭和四二年(あ)一四〇一	賭博開張図利	芹澤明	一二・一四	一	棄却	東京高	九〇
昭和四二年(あ)一六〇八	業務上過失致死	大垣幾太郎	一二・一四	一	棄却	大阪高	九四
昭和四二年(あ)一六三七	詐欺	柴田作治	一二・一四	一	棄却	仙台高	一〇四
昭和四二年(あ)一六八六	道路交通法違反	榎本貴志雄	一二・一四	一	棄却	大阪高	一一三
昭和四二年(あ)一七八七	業務上過失傷害、道路交通法違反	中村弘彦	一二・一四	一	棄却	札幌高	一三〇
昭和四二年(あ)一九一四	強盗傷人、恐喝、恐喝未遂、窃盗	加古一彦	一二・一四	一	棄却	大阪高	一三三
昭和四二年(あ)一九七〇	窃盗	前原忠生	一二・一四	一	棄却	名古屋高	一四二
昭和四二年(あ)一九八三	横領、強盗殺人未遂	石井正夫	一二・一四	一	棄却	東京高	一四八

昭和四二年(あ)一九八五	強姦致傷、強姦	松島明	一二・一四	一	棄却	東京高	一五四
昭和四二年(あ)二〇三四	窃盗、傷害、恐喝未遂、恐喝	貞方清	一二・一四	一	棄却	東京高	一七三
昭和四二年(あ)二一七五	詐欺	西窪仁一郎	一二・一四	二	棄却	東京高	一七八
昭和四二年(あ)一二五八	公職選挙法違反、暴力行為等処罰に関する法律違反、恐喝、業務上横領	福田進	一二・一五	二	棄却	東京高	一八三
昭和四二年(あ)二〇四四	殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反	後藤進	一二・一五	二	棄却	東京高	一八七
昭和四二年(あ)二〇五五	窃盗	李善作	一二・一五	二	棄却	広島高岡山支	一九二
昭和四二年(あ)一九八四	銃砲刀剣類所持等取締法違反、暴力行為等処罰に関する法律違反、住居侵入、強盗致傷	内田和夫	一二・一六	二	棄却	東京高	一九七
昭和四二年(あ)一一六〇	窃盗、詐欺未遂	薗部正男	一二・一八	二	棄却	東京高	二四三
昭和四二年(あ)一八九一	窃盗	栗橋竹尾	一二・一八	二	棄却	札幌高	二五三
昭和四二年(あ)一九〇八	傷害	児玉國男	一二・一八	二	棄却	東京高	二六〇
昭和四二年(あ)一九七三	傷害	源秀夫	一二・一八	二	棄却	大阪高	二六三

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四二年(あ)二〇二四	窃盗	下薗一弘	一二・一八	二棄却	大阪高	二六六
昭和四二年(あ)二〇四五	道路交通法違反	岩瀬喜江	一二・一八	二棄却	東京高	二七〇
昭和四二年(あ)二〇八三	窃盗	青野淳	一二・一八	二棄却	東京高	二七四
昭和四二年(あ)二〇九四	暴力行為等処罰に関する法律違反、窃盗	坂本忠	一二・一八	二棄却	広島高岡山支	二七八
昭和四二年(あ)二〇九七	麻薬取締法違反、暴行	中川一水	一二・一八	二棄却	福岡高	二八一
昭和四二年(あ)二一三五	傷害、賍物牙保	李鐘九	一二・一八	二棄却	東京高	三〇〇
昭和四二年(あ)二一四三	窃盗、窃盗未遂、横領	鈴木武文	一二・一八	二棄却	広島高岡山支	三〇四

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)一六二二	封印破棄	鈴木誠太郎	昭和四二年一二・一九	三棄却	東京高	一
昭和四二年(あ)一〇四四	道路交通法違反	高木英修	一二・一九	三棄却	福岡高	一六
昭和四二年(あ)一〇七七	詐欺	出戸和盛	一二・一九	三棄却	名古屋高金沢支	二〇
昭和四二年(あ)一一三三	業務上過失傷害、道路交通法違反	上田義明	一二・一九	三棄却	大阪高	二三
昭和四二年(あ)一一四七	道路交通法違反	藤野則和	一二・一九	三棄却	東京高	二六
昭和四二年(あ)一二八三	業務上過失致死	白倉一義	一二・一九	三棄却	高松高	三二
昭和四二年(あ)一三〇三	売春防止法違反、職業安定法違反	北川亘	一二・一九	三棄却	大阪高	三七
昭和四二年(あ)一五四一	賍物故買	深尾義章	一二・一九	三棄却	大阪高	四一
昭和四二年(あ)一六九四	銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反	杉原正夫	一二・一九	三棄却	大阪高	四六

昭和四二年(あ)一七四〇	強姦	奥村鐵雄	一二・一九	三棄却	仙台高	五一
昭和四二年(あ)一八一九	詐欺	松尾茂	一二・一九	三棄却	大阪高	五四
昭和四二年(あ)一八三一	道路交通法違反、業務上過失傷害	廣岡義文	一二・一九	三棄却	大阪高	五九
昭和四二年(あ)一八三四	業務上過失致死傷	中ノ上松治	一二・一九	三棄却	名古屋高	六三
昭和四二年(あ)一八四五	銃砲刀剣類所持等取締法違反	草川澄和	一二・一九	三棄却	大阪高	七四
昭和四二年(あ)一八四八	暴行、暴力行為等処罰に関する法律違反	佐々木光夫	一二・一九	三棄却	広島高松江支	七八
昭和四二年(あ)一八五一	殺人未遂	大高金丸	一二・一九	三棄却	仙台高秋田支	八一
昭和四二年(あ)一八五六	詐欺	能登富五郎	一二・一九	三棄却	東京高	八六
昭和四二年(あ)一八六三	業務上過失傷害、道路交通法違反	深部英夫	一二・一九	三棄却	広島高	九一
昭和四二年(あ)一八七九	詐欺	佐藤東三	一二・一九	三棄却	東京高	九六
昭和四二年(あ)一八八九	恐喝、傷害	永森豊	一二・一九	三棄却	札幌高	一〇二

昭和四二年(あ)一八九二	常習賭博	高橋保信	一二・一九	三棄却	札幌高	一〇五
昭和四二年(あ)一八九五	業務上過失傷害、道路交通法違反	三浦進	一二・一九	三棄却	名古屋高	一〇九
昭和四二年(あ)一九〇六	業務上過失傷害	中井源二	一二・一九	三棄却	東京高	一一四
昭和四二年(あ)一九一七	業務上過失傷害	神園弘美	一二・一九	三棄却	大阪高	一一七
昭和四二年(あ)一九二三	賍物運搬、賍物牙保	梁昌伸	一二・一九	三棄却	大阪高	一二〇
昭和四二年(あ)一九四四	業務上過失傷害	麻田忠吾	一二・一九	三棄却	福岡高	一二八
昭和四二年(あ)二一三三	業務上過失傷害	河村鹿男	一二・一九	二棄却	東京高	一三一
昭和四二年(あ)三二七	業務上過失傷害	古内金次郎	一二・二〇	二棄却	仙台高	一三六
昭和四二年(あ)三四一	業務上過失致死	斎藤文一	一二・二〇	二棄却	東京高	一四一
昭和四二年(あ)一〇七二	贈賄、収賄、詐欺	志村真次郎	一二・二〇	二棄却	東京高	一四六
昭和四二年(あ)一二五五	有価証券偽造、同行使	深尾勇	一二・二〇	二棄却	東京高	一五一

昭和四二年(あ)二〇二七	強姦致傷	澁谷正春	一二・二〇	二乗却	大阪高	一五五		
昭和四二年(あ)二〇五八	強姦致傷	岡崎史ヽ郎	一二・二〇	二乗却	広島高岡山支	一六〇		
昭和四二年(あ)二〇六四	暴力行為等処罰に関する法律違反、傷害、銃砲刀剣類所持等取締法違反	辻春夫 外一名	一二・二〇	二乗却	大阪高	一六四		
昭和四二年(あ)二一一〇	業務上過失傷害、道路交通法違反	野口勝治	一二・二〇	二乗却	大阪高	一七〇		
昭和四二年(あ)二一二一	業務上過失傷害	岡村東亜基	一二・二〇	二乗却	広島高	一七四		
昭和四二年(あ)二一二四	業務上横領	寺岡陽	一二・二〇	二乗却	高松高	一七七		
昭和四二年(あ)二一三七	恐喝、傷害	伊藤昭三	一二・二〇	二乗却	東京高	一八〇		
昭和四二年(あ)二一四〇	売春防止法違反	風能美代子	一二・二〇	二乗却	東京高	一八四		
昭和四二年(あ)　三八三	恐喝未遂、恐喝、業務妨害、賍物収受、脅迫	ジテレンチエフ・ジョージ 外一名	一二・二一	二乗却	東京高	一八七		
昭和四二年(あ)　七八六	私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺、詐欺幇助	松本利男 外五名	一二・二一	一乗却	東京高	二〇一		
昭和四二年(あ)一四六〇 一四六一	公務執行妨害、傷害、道路交通法違反	窪田繁	一二・二一	一乗却	大阪高	二一六		
昭和四二年(あ)一四五一	業務上過失傷害、道路交通法違反	小熊信次郎	一二・二一	一乗却	東京高	二三〇		
昭和四二年(あ)一四八二	銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反、殺人未遂	望月晃 外一名	一二・二一	一乗却	東京高	二三八		
昭和四二年(あ)一四八二	監禁、監禁致傷、暴力行為等処罰に関する法律違反、傷害、強盗	林繁	一二・二一	一乗却	大阪高	二五六		
昭和四二年(あ)一四九九	売春防止法違反	伊東ヤスヱ	一二・二一	一乗却	福岡高	二六二		
昭和四二年(あ)一六四三	恐喝	関祐康	一二・二一	一乗却	東京高	二六五		
昭和四二年(あ)一六五二	詐欺	依田金春	一二・二一	一乗却	名古屋高	二七〇		
昭和四二年(あ)一六五八	私文書変造、同行使、詐欺	村松保	一二・二一	一乗却	東京高	二七四		
昭和四二年(あ)一七二一	有価証券偽造、同行使、詐欺、業務上横領	田中伊之作	一二・二一	一乗却	広島高岡山支	二七九		
昭和四二年(あ)一七八〇	暴力行為等処罰に関する法律違反、暴行	金相培	一二・二一	一乗却	大阪高	二八三		
昭和四二年(あ)一八一五	賭博開張図利幇助	陸楚民	一二・二一	一乗却	東京高	二八七		

昭和四二年(あ)一八二五	業務上過失致死	橋本政信	一一・二一	一	棄却	大阪高	二九四
昭和四二年(あ)一八三九	業務上過失傷害	新田恵	一一・二一	一	棄却	広島高	二九八
昭和四二年(あ)一八六四	業務上過失致死、同傷害	柏原里見	一一・二一	一	棄却	広島高	三〇二
昭和四二年(あ)一八八〇	業務上横領	栗谷川俊夫	一二・二一	一	棄却	東京高	三〇六
昭和四二年(あ)一八九〇	窃盗	太田知子	一二・二一	一	棄却	札幌高	三一一
昭和四二年(あ)一九五一	詐欺	千田實	一二・二一	一	棄却	仙台高	三一七
昭和四二年(あ)二一〇五	賭博開張図利	高内忠夫	一二・二一	二	棄却	仙台高	三二〇
昭和四二年(あ)二一一三	殺人	吉田勝次	一二・二一	二	棄却	大阪高	三二三
昭和四二年(あ)二一二〇	公職選挙法違反	宮本忠	一二・二一	一	棄却	広島高松江支	三三一
昭和四二年(あ)二一二五	業務上過失致死、道路交通法違反	張炳燮	一二・二一	一	棄却	大阪高	三三七
昭和四二年(あ)二一四	関税法違反	千代田通商株式会社外一名	一二・二一	二	棄却	東京高	三四五

昭和四二年(あ)二二〇九	恐喝、強盗致傷	門原安雄	一二・二一	二	棄却	大阪高	三六四
昭和四二年(あ)二二五三	詐欺	尾崎うめ子	一二・二三	二	棄却	東京高	三七一
昭和四二年(あ)一四二二	賭博場開張図利、賭博	岸本登	一二・二三	二	棄却	大阪高	三七五
昭和四二年(あ)一四七八	業務上過失致死	竹鼻清	一二・二三	二	棄却	大阪高	三七九
昭和四二年(あ)二二九一	窃盗	尹太宇	一二・二三	二	棄却	大阪高	三八三
昭和四二年(あ)二二四九	有価証券偽造、同行使	齊藤要	一二・二三	二	棄却	東京高	三九三

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四一年(あ)三〇六三	銃砲刀剣類等所持取締法違反	リチャード・エイ・ハツチンス	昭和四二年一一・二六	三	棄却	広島高	一
昭和四二年(あ)　六四	業務上過失傷害	中山善市	一二・二六	三	棄却	札幌高	五
昭和四二年(あ)　三五五	詐欺	高橋君枝 外一名	一二・二六	三	棄却	東京高	一〇
昭和四二年(あ)　四一三	公務執行妨害、傷害	秋山光	一二・二六	三	棄却	福岡高	一五
昭和四二年(あ)　四九四	有印私文書偽造、同行使、贈賄、詐欺	藤田寛 外一名	一二・二六	三	棄却	東京高	三三
昭和四二年(あ)一一二五	私文書偽造同行使、公正証書原本不実記載、同行使、暴行、横領	朝倉壽	一二・二六	三	棄却	東京高	四二
昭和四二年(あ)一一二六	加重収賄	芦川トシ子	一二・二六	一	棄却	東京高	四八
昭和四二年(あ)一一六一	詐欺	金子政治	一二・二六	三	棄却	東京高	五七
昭和四二年(あ)一二〇九	詐欺、横領	秋元實	一二・二六	三	棄却	東京高	六一

昭和四二年(あ)一二二五	売春防止法違反	吉原勉	一二一・一二六	三	棄却	大阪高 六五
昭和四二年(あ)一二四八	業務上過失傷害、道路交通法違反	古川政治郎	一二一・一二六	三	棄却	東京高 六八
昭和四二年(あ)一二五一	業務上過失致死、道路交通法違反	安藤貞藏	一二一・一二六	三	棄却	東京高 七二
昭和四二年(あ)一二六三	経済関係罰則の整備に関する法律違反	田中靖	一二一・一二六	一	棄却	東京高 七六
昭和四二年(あ)一二八六 一二八七 一二八八 一二八九 一二九〇	関税法違反、外国為替及び外国貿易管理法違反	舟橋六郎 外四名	一二一・一二六	一	棄却	名古屋高 七九
昭和四二年(あ)一三八一	道路交通法違反、業務上過失傷害	大橋善使	一二一・一二六	三	棄却	東京高 九一
昭和四二年(あ)一三九二	売春防止法違反	水谷謹治	一二一・一二六	三	棄却	名古屋高 九五
昭和四二年(あ)一四二三	暴力行為等処罰に関する法律違反	金澤淳範	一二一・一二六	三	棄却	大阪高 一一二
昭和四二年(あ)一四四一	失火	吉村逸郎	一二一・一二六	一	棄却	東京高 一一五
昭和四二年(あ)一五三一	常習賭博、賭博開帳図利、賭博	石島勤示	一二一・一二六	一	棄却	仙台高 一二二

昭和四二年(あ)一五四五	銃砲刀剣類等所持取締法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反	井上茂生 外一名	一二一・一二六	一	棄却	大阪高 一二四
昭和四二年(あ)一六四二	公文書偽造、同行使、道路交通法違反、業務上過失傷害	一ノ宮馨	一二一・一二六	三	棄却	東京高 一三四
昭和四二年(あ)一六七六	業務上過失傷害、道路交通法違反	戸澤福壽	一二一・一二六	一	棄却	東京高 一三八
昭和四二年(あ)一六九一	詐欺、私文書偽造、同行使	大澤貞次	一二一・一二六	一	棄却	大阪高 一四一
昭和四二年(あ)一七一一	業務上過失致死	月山説也	一二一・一二六	一	棄却	福岡高 一四五
昭和四二年(あ)一七一三	詐欺	坂本則雄 外一名	一二一・一二六	三	棄却	福岡高 一四八
昭和四二年(あ)一七五一	道路交通法違反	箕浦孝	一二一・一二六	一	棄却	東京高 一五四
昭和四二年(あ)一七六九	業務上過失傷害、道路交通法違反	馬場正一	一二一・一二六	三	棄却	名古屋高 一五八
昭和四二年(あ)一七九七	賍物牙保、賍物故買	稲永敬造	一二一・一二六	一	棄却	福岡高 一六六
昭和四二年(あ)一八八三	窃盗	三井榮	一二一・一二六	一	棄却	福岡高 一七〇
昭和四二年(あ)一八六七	業務上過失致死、道路交通法違反	鹿糠要	一二一・一二六	一	棄却	仙台高 一七四

昭和四二年(あ)一九〇九	詐欺	斎藤勇吾	一二・二六	三乗却	東京高	一八〇
昭和四二年(あ)一九一五	業務上過失傷害、道路交通法違反	鄭勝圭	一二・二六	一乗却	大阪高	一九二
昭和四二年(あ)一九二〇	窃盗	松本正男	一二・二六	三乗却	大阪高	一九六
昭和四二年(あ)一九四八	業務上過失傷害	岡本佐次郎	一二・二六	三乗却	広島高松江支	二〇一
昭和四二年(あ)一九五二	道路交通法違反、業務上過失傷害	矢部武	一二・二六	三乗却	仙台高	二〇四
昭和四二年(あ)一九五九	出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律違反、恐喝、横領、賭博	早坂哲夫	一二・二六	三乗却	仙台高	二〇七
昭和四二年(あ)一九六三	現住建造物放火	山田洋子	一二・二六	三乗却	名古屋高	二一二
昭和四二年(あ)一九六六	業務上過失致死	松平進	一二・二六	三乗却	名古屋高	二一八
昭和四二年(あ)二〇〇二	恐喝	丸本吉種	一二・二六	三乗却	大阪高	二三三
昭和四二年(あ)二〇一三	有価証券偽造、同行使、詐欺、業務上横領	藪中亮	一二・二六	三乗却	大阪高	二三八
昭和四二年(あ)一九七六	横領	田村正美	一二・二六	三乗却	広島高松江支	二四五

昭和四二年(あ)二〇二三	殺人	鈴木恒夫	一二・二六	一乗却	大阪高	二四九
昭和四二年(あ)二〇二五	窃盗、詐欺	三田村勇	一二・二六	三乗却	大阪高	二五七
昭和四二年(あ)二〇二八	売春防止法違反	近藤一郎外一名	一二・二六	三乗却	大阪高	二六四
昭和四二年(あ)二〇三二	業務上過失傷害、道路交通法違反	高橋替	一二・二六	三乗却	大阪高	二六八
昭和四二年(あ)二〇四二	賍物牙保	青柳峻	一二・二六	三乗却	東京高	二七一
昭和四二年(あ)二〇五六	暴行	横山潤	一二・二六	三乗却	広島高岡山支	二七五
昭和四二年(あ)二〇六二	窃盗	鄭鎮順	一二・二六	三乗却	大阪高	二八八
昭和四二年(あ)二一〇一	道路交通法違反、業務上過失傷害、犯人隠避教唆	竹屋吉義	一二・二六	三乗却	仙台高	二九五
昭和四二年(あ)二一〇八	公職選挙法違反	先崎正長	一二・二六	三乗却	仙台高	二九八
昭和四二年(あ)二一三一	道路交通法違反	阿久津勝己	一二・二六	三乗却	東京高	三〇三
昭和四二年(あ)二一四六	業務上過失傷害、道路交通法違反	河野茂	一二・二六	三乗却	東京高	三〇七

昭和四二年(あ)二一六〇	道路交通法違反、業務上過失致死	稲垣隆司	一二・一六	三棄却	名古屋高	三一五
昭和四二年(あ)二一七四	収賄	富川健治	一二・二六	三棄却	名古屋高	三二〇
昭和四二年(あ)二一七六	傷害、銃砲刀剣類所持等取締法違反	小林和夫	一二・二六	一棄却	東京高	三二四
昭和四二年(あ)二二三三	公職選挙法違反	福井正晴	一二・二六	一棄却	広島高松江支	三二九
昭和四二年(あ)二四九二	詐欺	長橋利津雄	一二・二六	三棄却	東京高	三三三

刑事雑(全)

事件番号	事件名	被告人又は申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
再審請求							
昭和四二年(き)三	強盗致傷、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律違反	フランクリン・イー・エヌ・ウオーレン(リチヤード・エフ・ギヤメル)	昭和四二年一二・一四	一棄却			一六八
昭和四一年(き)一三	傷害	吉岡龍太郎	一二・二二	二棄却			一七一
昭和四二年(き)五	住居侵入、放火未遂	入野義夫	一二・二二	二棄却			一八六
昭和四二年(き)四	暴行、詐欺	桑名邦雄(松永三男)	一二・二六	三棄却			一八九
	判決訂正申立						
昭和四二年(み)二七	尊属殺人	岩見充泰	一二・一三	三棄却			一九一
	特別抗告						

昭和四二年(し)	七〇	銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件についてした保釈請求却下の裁判に対する準抗告棄却決定に対する抗告	(大石欽一)	長谷川柳太郎	一二一・五	三棄却	静岡地沼津支	一九七
昭和四二年(し)	六五	業務上過失傷害被告事件の控訴棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	(寺本清幸)	鷲見弘	一二一・七	一棄却	大阪高	二〇三
昭和四二年(し)	七二	再審請求事件についてした即時抗告棄却の決定に対する特別抗告		江田政治	一二一・八	二棄却	名古屋高	二〇九
昭和四二年(し)	七三	勾留期間延長請求事件についてした決定に対する抗告	(多嶋太郎)	植垣幸雄外二名	一二一・一三	三棄却	大阪地	二一二
昭和四二年(し)	七四	勾留期間延長請求事件についてした決定に対する抗告	(口羽玉人)	豊岡勇	一二一・一三	三棄却	大阪地	二一〇
昭和四二年(し)	七五	勾留期間延長請求事件についてした決定に対する抗告	(沢春蔵)	田辺光夫外二名	一二一・一三	三棄却	大阪地	二一八
昭和四二年(し)	七六	勾留期間延長請求事件についてした決定に対する抗告	(井準二)	岡田善一	一二一・一三	三棄却	大阪地	二一三六
昭和四二年(し)	七七	勾留期間延長請求事件についてした決定に対する抗告	(井準二)	黒沢長登外二名	一二一・一四	三棄却	大阪地	二一四四
昭和四二年(し)	五五	農地法違反被告事件の再審請求事件についてした即時抗告棄却決定に対する抗告	(大川原善吉)	野口恵三	一二二・一九	三棄却	仙台高	二一五三
昭和四二年(し)	六九	収賄被疑事件についてした準抗告棄却決定に対する特別抗告	(松山熊造)	三木今二外一名	一二二・二〇	二棄却	京都地	二一五九
昭和四二年(し)	七九	裁判官忌避申立事件についてした即時抗告棄却決定に対する特別抗告	外四名	岡村秀夫	一二二・二三	二棄却	名古屋高	二一六七

昭和四二年(あ)	二七四四	公職選挙法違反	草	皆明子	一二一・一一	一公訴棄却	東京高	二七〇
昭和四二年(あ)	一四六〇	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	星	良雄	一二一・一二	一公訴棄却	東京高	二七二
昭和四二年(あ)	二二〇〇	詐欺、業務上過失傷害	北	中武雄	一二一・八	一負担		二七四
昭和四二年(あ)	二三四九	傷害	池	島由孝	一二一・一四	一負担		二七六
昭和四二年(せ)	二〇九	詐欺	石	垣治久	一二一・一八	一免除		二七八
昭和四二年(せ)	二一八	傷害	池	島由孝	一二一・二二	一棄却		二八〇
昭和四二年(す)	三五九	詐欺、横領、私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使	加	藤冨士五郎	一二二・一	二棄却		二八二
昭和四二年(す)	三四八	関税法違反	安(二)	平政吉 石榮一	一二二・七	一棄却		二八四

死亡

訴訟費用

決定に対する異議申立

昭和四二年(す)	三六九	業務上過失致死	川畑益男	一二一・八	一	棄却		二九〇
昭和四二年(す)	三七五	窃盗	大木幸一(谷岡幸男)	一二一・八	二	棄却		二九三
昭和四二年(す)	三七一	営利誘拐	安平政吉(栗林利和)	一二一・一四	一	棄却		二九五
昭和四二年(す)	三七二	道路交通法違反、業務上過失致死	桑名孝雄(高林邦治)	一二一・一四	一	棄却		二〇四
昭和四二年(す)	三七六	営利誘拐	岡本梅次郎(栗林利和)	一二一・一四	一	棄却		三〇八
昭和四二年(す)	三七七	営利誘拐	福田浩(栗林和)	一二一・一四	一	棄却		三一四
昭和四二年(す)	三八〇	私文書偽造、同行使、詐欺	一松弘(出野三郎)	一二一・一四	一	棄却		三一一
昭和四二年(す)	四〇六	売春防止法違反	山口三郎	一二一・一四	一	棄却		三一五
昭和四二年(す)	三八四	公職選挙法違反	片山義雄(小森一光)	一二一・一五	二	棄却		三二八
昭和四二年(す)	三八六	傷害	安武宗次(高京一)	一二一・一八	一	棄却		三三四
昭和四二年(す)	三八九	公職選挙法違反	齋藤悠輔(中島与吉)	一二一・一八	三	棄却		三三八

昭和四二年(す)	三九八	強盗致傷	上田勝一	一二一・一八	二	棄却		三四二
昭和四二年(す)	三九三	窃盗	浅葉義孝	一二一・一九	三	棄却		三四四
昭和四二年(す)	三八一	詐欺	齊藤仁作	一二一・二〇	一	棄却		三四七
昭和四二年(す)	三九五	放火	三又定	一二一・二〇	一	棄却		三五〇
昭和四二年(す)	四〇二	強盗殺人、死体遺棄	澤田正紀	一二一・二〇	三	棄却		三五四
昭和四二年(す)	三九七	業務上過失傷害、道路交通法違反	田中武己	一二一・二二	一	棄却		三五七
昭和四二年(す)	四〇五	傷害	高京一	一二一・二一	一	棄却		三五九
昭和四二年(す)	四一〇	賭博開張図利幇助、賭博開張図利、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反	竹下甫(真田清平)外一名	一二一・二二	二	棄却		三六二
昭和四二年(す)	四一一	詐欺	西窪仁一郎	一二一・二二	二	棄却		三六五
昭和四二年(す)	四〇〇	傷害、傷害致死	池田淳(守口昭一)外一名	一二一・二三	二	棄却		三六九
昭和四二年(す)	四二四	私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺	最高検察庁検事出平禾(松本利男)	一二一・二五	一	一部削除		三七三

昭和四二年(す)	四一四	詐欺		秋山(工藤)秀男(勇)	一二・二六	三棄却
昭和四二年(す)	四一五	詐欺、詐欺未遂		岡部(池田)勇二(信男)	一二・二六	一棄却
昭和四二年(す)	四一六	銃砲刀剣類等所持取締法違反、兇器準備集合、恐喝		服部(康東)恭敬(華)	一二・二六	三棄却
昭和四二年(す)	四一九	詐欺		窪谷(酒井)朝之(清治)	一二・二六	三棄却
		その他				
昭和四二年(す)	三六二 三六三	詐欺、横領、私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立		加藤冨士五郎	一二・一	二棄却
昭和四二年(す)	三七八	恐喝被告事件の上告棄却決定に対する抗告		中村(木津)信敏(政雄)外二名	一二・一一	一棄却
昭和四二年(あ)	四五七	関税法違反、物品税法違反被告事件の上告棄却決定に対する異議申立期間延長決定		モイセス・カルデロン・コーベン外一名	一二・一二	三延長
昭和四二年(す)	三九四 三九六	詐欺、横領被告事件の上告棄却決定に対する異議申立棄却の決定に対する即時抗告および特別抗告		加藤冨士五郎	一二・一四	二棄却
昭和四二年(す)	三六八	裁判官忌避の申立		太田修一	一二・二二	一却下
昭和四二年(す)	三九一	傷害被告事件の上告棄却決定に対する即時抗告		高京一	一二・二二	一棄却

昭和四二年(す)	四一二	売春防止法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正の申立		石山(山口)豊太郎(三郎)	一二・二六	一棄却

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四二年(あ)二二六四	強姦致傷	金鐘徳	昭和四二年一二・一	二	棄却	大阪高	三一二
昭和四二年(あ)二二九三	道路交通法違反	河原雄一	一二・一	二	棄却	東京高	三一四
昭和四二年(あ)二四四〇	道路交通法違反、同教唆、道路運送法違反	藤本正信	一二・一四	二	棄却	福岡高	三一六
昭和四二年(あ)二三四一	窃盗	富樫勝男	一二・一五	二	棄却	東京高	三一八
昭和四二年(あ)二四六八	業務上過失致死	佐々木國光	一二・二〇	一	棄却	東京高	三一〇
昭和四二年(あ)二四七三	業務上過失致死	佐藤芳男	一二・二〇	二	棄却	福岡高宮崎支	三一二
昭和四二年(あ)二五〇九	業務過失傷害、道路交通法違反	宮島信幸	一二・二一	一	棄却	東京高	三一三
昭和四二年(あ)二三〇一	暴行	金基元	一二・二六	三	棄却	東京高	三一五